

秋里字上下水越	秋里字上下水越の区域のうち四八一の一、四八二の一及びこれらと六七の一、五八六の一、五六八の三、五六九の四、五七〇の一、五六九の二、五六七の三、五六七の二、五六九の三、五六八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
賀露字今津田方	賀露字今津田方の区域のうち国有地の一部以外の区域
秋里字長丁	秋里字長丁の区域のうち四八一の一、四八二の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第百五号

土地改良法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第九十四号)による改正前の土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二条第一項の規定に基づき、千代水土地改良区から申請のあつた換地計画を認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十三年二月十四日

鳥取県知事 石、破 二 朗

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】